2016年
2月1日
Vol.15

# あいネットニュース

## AI-NET NEWS

NPO 法人 あいネットワーク大分
〒870-0823 大分市東大道2丁目4番10号
TEL (097)574-8665／FAX (097)574-8863

## 『成年後見制度研修会』を開きました!!

昨年11月25日、約90名の保護者の方々にお集まりいただき『成年後見制度研修会』を開きました。冒頭、最高裁判所監修による〝分かりやすい成年後見制度の手続き〟のDVD上映後、あいネットワーク大分の顧問弁護士である三井嘉雄先生による成年後見制度のあれこれについてのお話を伺いました。研修会は盛り上がり3時間にも及びましたが、紙面では皆さんの「なぜ?」に答えようと、より分かりやすい質疑応答（Q&A）にしていますので参考にしてください。

**Q 成年後見制度って何ですか?**

**A** 十分な判断能力がない人の権利や財産を守り、保護するための援助者を選ぶ制度です。「悪徳商法の被害が心配」、「お金の管理に自信がない」、「保護者の高齢化で、後を託したい親族が遠方にいて無関心」等々、困ったり、悩んだりしたら**家庭裁判所（以下、家裁と表示）や市町村の窓口、あいネットワーク大分（以下、あいネットと表示※あいネットの場合は事業利用契約者のみとなります）に行って相談すること**が大切です。

**Q 制度は難しくないですか?**

**A** 日常会話で使わない言葉などが出てくるので最初は戸惑いますが、頭に入れる必要はありません。「困った」時の解決法を知ることが大事で、そのためには先ず家裁の窓口などに行くことです。

**Q 家裁の敷居は高そうで気後れしますが…。**

**A** 怖がる（笑）ことはありません、親切です。できるだけご自身で申請できるよう〝ひな型〟があり、名前や財産などの空欄を埋めていくマークシート方式なので簡単です。

**Q 申立てはどこにするの?**

**A** 利用者ご本人の住所を管轄する家裁です。

**Q 申立てをすることができる人は?**

**A** 本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長等です。

**Q 申立てに必要な書類は?**

**A** 戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、診断書等です。

**Q 費用は幾ら?誰が負担するの?**

**A** 申立て時に印紙代等1万円程度かかります。鑑定を行う場合は鑑定料が5～10万円程度かかり、**概ね10万円以内で収まります**。しかし代理人に依頼する場合は20万＋α円かかります。これらの費用は原則、申立てをする人の負担となりますが、利用者ご本人のための支出なので、家裁で認められれば、後日、利用者ご本人の口座から支出できます。

## ♪♫ 音楽会への思い ♫♪

私たちの日々の楽しみのひとつに音楽があります。音楽といっても様々なジャンルがありますが、私たちは音楽には年齢、性別、国籍、あるいは障がいの有無を超えて心を通わせることができる力があると思っています。

今の社会では、障がいのある人たちが設備の整った文化ホール等での鑑賞、または演奏をすることは、その障がいの特性によっては難しく、時には本人が遠慮してしまうことがあります。このため、あいネットワーク大分では、障がいのある人もない人も障がいという垣根を超えてできる限り上質な音楽を一緒にそして自由に楽しむことにより、お互いの理解、交流を深めることを目的として毎年音楽会を開催しています。

また、この音楽会は県内外で活躍している方々の演奏とともに、障がいのある人たちの音楽活動の発表の場としても活用していただいています。

会場では、ご来場の皆様も楽しさや喜びを感じた時はぜひ自由に表現してください。小さなお子様とご一緒の方には親子鑑賞室を、また車椅子席もできる限りご用意して、皆様のご来場をお待ちしております。

## TOPICS

**5月下旬まで好評開催中!!（10:00～16:00）**

ビタミンたっぷりのイチゴをぜひ食べに来てね!!

### イチゴ狩り

●パルクラブ♪♪　TEL.0974-77-2941
●住吉浜リゾートパーク♪♪ TEL.0978-63-9116《要予約》
＊食べ放題40分コース（入園料込み）
＊量り売りコース（入園料のみ）

※３歳以下は無料。料金については各施設に問い合わせてください!

**2月29日までダヨ!!**

### かき小屋 in 住吉浜リゾートパーク

●11:00～（ラストオーダー16:00）
※期間中は無休
●一盛り1,296円～
●ご予約･申込み先
住吉浜リゾートパーク
TEL.0978-63-9116

## 「あい･ネット日記」

### きれいな眼の子ども達とともに

平成18年4月、息子がコロニー久住に入所した時のことです。

息子は〝くじゅう連山〟が見える大自然がたいそう気に入り喜んでいましたが、私と家内は複雑な気持ちでコロニー久住をあとにしました。また、その時、私は仲間の子ども達と話をしましたが、みんなきれいな眼をして真剣に答えてくれる姿に感動しました。帰りの車中で「あんなきれいな眼を見ると親は救われるなあ」と家内と話したことを思い出します。そして、これからはこの子ども達と関わりを持って施設、保護者が一体となって歩いていかなくてはいけないなあ、と強く感じたことも覚えています。

以来、博愛会の諸行事には、時間の許す限り、行ける時は欠かさず家内と二人で参加するよう努め、息子や仲間の子ども達との会話を楽しみ、いつだったか一緒に〝大地の湯〟に入ったこともあります。これからも〝子ども達のきれいな澄んだ眼〟を忘れることなく、私の励みとしていくつもりです。

今、息子は就労移行に入り、理事長をはじめ、職員の方々にはたいへんお世話をかけていますが、いい仕事に就ける日を楽しみにしています。いずれ仲間の子ども達みんなに幸せが来るよう、保護者も一緒になって将来への道を進んでいかねばと思っています。

あいネットワーク大分
理事　清田　信夫

**Q** 申立て～後見開始までの期間は？

**A** おおよそ4ヶ月位かかります。

**Q** 先生のところにはどういった相談が多いのですか？

**A** やはり親御（保護者）さんの**「この子を残して先に自分たちが死んだ場合どうなるか心配」**が多いです。成年後見制度というのは、その心配を解決するための〝仕組み〟なのです。

**Q** 施設に入っていると必要無いように思いますが…。

**A** 普段は必要ありません。いちばん大きいのは**「遺産分割」**の時です。利用者ご本人の判断能力の程度にもよりますが、たとえば兄姉で遺産分割協議書等を作って役場で相続登記をするとします。他の兄姉は有効に使える土地をもらって、利用者ご本人は荒れた土地を…なんてことになりかねない…というか、実際に起きています。

ですから、残される利用者ご本人をふびんに思われるのであれば、**親御（保護者）さんのどちらかが先に逝ったらすぐにどうするかということを生前から相談しておくことをお**すすめします。

**Q** 財産が少ない場合は関係ないように思いますが…。

**A** 一見、お金持ちのための制度に思えるかもしれませんが、財産の多い、少ないという問題ではなく〝相続〟というのは人生で必ず直面することです。**「親（保護者）亡き後ではなく、親あるうち、それも元気なうちに」**考えておくことが重要です。

親御（保護者）さんには〝後顧の憂い〟を残さず、一歩踏み出してもらいたいと切に願っています。

**Q** 親や兄姉、親族がいるので、成年後見人がいなくても問題ないのではないですか？

**A** 皆さん、**いずれ歳を召され、住むところが変わったり、認知症になったり、さらに先に亡くなることも想定**しなければなりません。そうなると**「誰が利用者ご本人の権利や財産を守るのか？」**ということです。その時の選択肢の一つが成年後見制度なのです。

**Q** 親族のなかに税理士をしている立派な人物がいるので、この人に後見人を任せたいと思っていますが…。

**A** その時点では相応しいかもしれませんが、やはり、この方も歳を取ると後見人としては難しくなります。若い年代層が都会に出て行く現在、将来を見据えたより良い後見人を見つけることは年々難しくなっています。特に人の財産を預かるので特別な倫理観も必要になってきます。

ですから、たとえば**あいネットワーク大分などのＮＰＯ法人であれば、団体が続く限り後見人として利用者ご本人が亡くなるまできちんと務めることができるので、より現実に沿った選択**だと思います。

**Q** 後見人はどんな援助をしてくれるのですか？

**A** **「財産管理」**に関する法律行為です。具体的には利用者ご本人に代わって不動産の管理や預貯金の出し入れ、家計簿程度の収支報告書を作成し、半年～一年に一度家裁に報告の義務があります。

そして**「身上監護」**に関する法律行為です。具体的には介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約の締結等を行います。

**Q** 後見人に何もかも任せるということではないのですね。

**A** そうです。たまに親御（保護者）さんの中には買い物や散歩など、なんでもやってくれると誤解している方がいますが、後見人は一部分だけを担います。利用者ご本人が安心して暮らせるためには、周囲の方たちの支えが必要不可欠です。

**Q** 後見人の選任に期限はあるのですか？

**A** 原則として利用者ご本人が亡くなるまで続きます。しかし、最近、後見人の羽振りが良くなったとか（笑）、後見人自身の能力が病気等で変化した場合は遠慮せず家裁の窓口に相談してください。きちんと調査して家裁が職権を発動して交代を促します。

**Q** 後見人への報酬についてですが、たとえば兄姉が選ばれた場合、「（報酬は）いらない」と言った場合は支払わなくてもいいのですか？

**A** 専門家や一般のいわゆる他人が選ばれた場合は必ず報酬は発生します。親族の場合「いらない」と言う方もいらっしゃるかもしれません。しかし、生活の知恵とでも言いますか、払えるのであれば後見人が報酬の申立てを行い、払うことをおすすめします。

また、**報酬については家裁が利用者ご本人の財産に見合った金額を決める**ことになっており、極端な額になることはないのでご安心ください。

**Q** 利用者本人が預金を残して亡くなった場合、遺産は後見人にいくのですか？

**A** いいえ、相続人でなければ〇（ゼロ）円です。相続人（実際、何十年も顔を見せていなくても一定の範囲の親族）の方が（遺産を）受け取ったり、相続人がいなければ国のものになります。

**Q** （国に没収される場合）何の手立てもないのですか？

**A** たとえば、利用者ご本人の障がいの程度にもよりますが、生前、施設に寄付するなどが考えられます。しかし、相続間のトラブルになったりすると精神的に参ってしまいますから、潔く諦めたほうが良いでしょう（笑）。

# プレイバック2015

**2月22日㈰** あいネットワーク大分音楽会 vol.7 開催
「さまざまな音楽を楽しみました！」

**3月22日㈰** 理事会

**5月24日㈰** 交歓会にてお化粧教室を開催
毎年恒例!!「みんなきれいになりました」

**5月30日㈯** 理事会　総会

**8月 1日㈯** 地区懇談会 おでかけ相談室
豊肥地区・県南地区開催
「障がいのある家族の将来や保護者の今の思いを共有する交流の場となりました」

**8月25日㈫** 三井弁護士による個別法律相談会

**10月18日㈰** ファミリー交流会開催

**11月 3日㈷** 供養塔慰霊祭
「厳かに執り行われました」

**11月14日㈯** 地区懇談会 おでかけ相談室
久大地区・別府地区開催

**11月25日㈬** 成年後見制度 研修会開催

**11月28日㈯** 地区懇談会 おでかけ相談室
県北地区・大分地区開催

## 法律相談

※あいネット事業利用契約者のみ

ご相談や
心配事などございましたら
『あいネット事務局』まで
お気軽にご連絡ください。
※秘密厳守

顧問弁護士
**三井 嘉雄** 先生による
個別法律相談（相談無料）を
随時受け付けています。